様式2　　（配分予定耕作者名）

農用地利用集積等促進計画（集積）　（案）

1　各筆明細

整理番号		利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長	住　所	山口県山口市桜畠三丁目２番１号
		利用権を設定する者の氏名及び住所　　（甲）	氏名又は名称	**□果樹・施設等農地附属物が有る（予定含む）** **共通事項（裏面）を了承し、この計画に同意する。**　［同意印］	住　所 電話番号　　（　　）	
利用権を設定する者以外の連絡先 必ずご記入ください（必須）			氏名又は名称		続柄	住　所 電話番号　　（　　）

利用権を設定する農地					設定する利用権						利用権を設定する農地の（甲）以外の権原者等				
所　　在：市町	現況地目	登記面積（㎡）	登記面積のうち契約面積（㎡）	賃料計算面積（㎡）	利用権の種類	利用の内　容	始　期	終　期	賃　料 年額（円）物納（kg）	賃料の支払方法	住　所	氏　名 又は 名　称	権原の種　類	同意印	備考
										毎年12月末までに甲の口座に年額を振り込む。 賃料の支払は令和○年度からとする。 （全○回） ただし、該当農地が所有者不明となった場合は、賃料は発生しないものとする。					

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式２

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画(集積)（以下「本計画」という。）に定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）　利用権の設定

１の各筆明細に記載された農地（以下「当該農地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。なお、「所有者不明農地」とは、農地法第 32 条の「探索を行っても所有者を確知できない農地」に相当する農地のことをいい、この場合賃料は発生しないものとする。

（２）　賃料の変更

本計画に定めた後に、利用権を設定した者（以下「甲」という。）と転借人（耕作者）が協議し合意され、利用権の設定を受けた者（公益財団法人やまぐち農林振興公社。以下「乙」という。）に甲又は転借人が申出て、乙が適当と認めた場合において額を変更することができる。

（３）　賃料の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに賃料の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（４）　転貸

乙は、当該農地を原則として地域計画に基づき転貸して当該転借人に使用及び収益させる。

（５）　賃料の減額

やむを得ない事由により収益が減少し、１の各筆明細に定められた賃料の額より少ない収益となり、当該農地の転借人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該賃料を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。

（６）　障害の除去

甲は、地下埋蔵物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。

（７）　修繕及び改良

ア　当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

イ　甲は、乙又は転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において当該農地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは転借人が修繕することができる。この場合において、転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

ウ　乙は、甲の同意を得て転借人に当該農地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

エ　修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については関係法令等に従い、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。

（８）　附属物の設置等

ア　転借人が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うときは、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得て必要な書類を作成し公社に提出する。また、転借人が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転借人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

イ　アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転借人は甲に償還請求することができる。

（９）　当該農地の返還

ア　利用権が終了したときは、その満了の日から３０日以内に、甲に対して当該農地を原状に回復した状態で返還する。ただし、原状回復については、甲と転借人が契約時に申し合わせた内容により転借人が行い、甲が履行状況を確認するものとする。また、災害その他の不可抗力又は当該農地の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。

イ　乙は（７）のエによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。

(10)　利用権の終了

天災地変その他甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。

(11)　租税公課等の負担

ア　甲は、当該農地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　当該農地に係る農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく共済掛金等は、乙が転借人に負担させる。

ウ　かんがい排水及び土地改良等に必要な経常費は、原則当該土地改良区の決定による。

(12)　利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、転借人及び市町（農業委員会）が協議の上、必要と認められる場合は、所定の手続きを行い変更できるものとする。

(13)　利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14)　利用権の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）第 20 条第１項又は第２項に該当するときは、県知事の承認を受けて利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(15)　個人情報の取扱について

本計画の記載内容について、県、市町等関係機関及び転貸人(耕作者)に情報提供をする場合がある。

(16)　機構関連事業について

15 年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の３第１項の土地改良事業が行われることがある。

(17)　支払場所について

債務履行地としての支払場所は、乙の住所とする。

(18)　その他　本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び県・市町が協議して定める。